

倫理研修規則

(平成二十四年二月十六日規則第五百一十一号)

全部改正	平成二十四年	二月一六日
改正	同	二五年 二月一五日
	同	二六年 二月一八日

(趣旨)

第一条 この規則は、倫理研修規程（会規第四十二号。以下「規程」という。）第五条の規定に基づき、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が行う会員（弁護士及び特別会員をいう。以下同じ。）を対象とする弁護士の綱紀及び倫理に関する研修（以下「本会の倫理研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（倫理研修参加義務）

第二条 会員は、弁護士登録の日の属する年度（毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）において、その年度（弁護士登録をした日から当該年度終了までの間に本会の倫理研修が実施されない場合は翌年度）に実施される本会の倫理研修（以下「登録年度研修」という。）に参加しなければならない。

- 1 -

- 2 前項に規定するほか、毎年四月三十日（以下「基準日」という。）までに次の各号のいずれかに該当することとなる会員は、当該基準日の属する年度（以下「基準年度」という。）に実施される本会の倫理研修（以下「基準年度研修」という。）に参加しなければならない。
 - 一 弁護士登録後満三年となる者
 - 二 弁護士登録後満五年となる者
 - 三 前号に該当した後の弁護士登録の期間が五の整数倍の年数となる者
- 3 前項の規定にかかわらず、基準年度の前年度に実施された本会の倫理研修（以下「前年度研修」という。）に参加した会員は、基準年度研修に参加することを要しない。ただし、前項第一号に該当する会員が次条第一項の規定に基づき当該基準年度の次年度に参加した本会の倫理研修は、前項第二号に該当する会員が参加すべき基準年度研修の前年度研修に該当しないものとする。

（次年度研修への参加、代替措置等）
- 第三条 会員が登録年度研修又は基準年度研修に参加しなかった場合（前条第三項の規定により参加することを要しない場合及び次条の規定により参加を免除された場合を除く。）において、各研修に参加すべき年度の次年度

- 2 -

に実施される本会の倫理研修（以下「次年度研修」という。）に参加したときは、各研修に参加したものとみなす。

2 会長は、留学等の事由により登録年度研修又は基準年度研修（それぞれ次年度研修を含む。）に参加することができない会員に対し、当該会員が所属する弁護士会の申請により、代替措置による倫理研修の受講を認めるところができる。この場合において、代替措置による倫理研修を受講した会員は、各研修に参加したものとみなす。

3 前項の代替措置による倫理研修は、通信による弁護士綱紀及び倫理に関する講義の受講等適切な方法によるものとし、受講を認める場合の基準その他その実施に関して必要な事項は、会長が別に細則で定める。

（倫理研修参加義務の免除）

第四条 会長は、裁判官又は検察官に任官するために弁護士名簿への登録を取り消した会員が退官後に再度弁護士名簿に登録をした場合は、当該会員が所属する弁護士会の申請により、登録年度研修への参加を免除することができる。

2 会長は、病気、高齢等の事由により登録年度研修又は基準年度研修（それぞれ次年度研修を含む。）に参加す

- 3 -

ることができない会員又は参加を要しないと認められる会員に対し、当該会員が所属する弁護士会の申請により、各研修への参加を免除することができる。

3 本会の倫理研修への参加の免除に係る申請の手續、免除の基準その他必要な事項は、会長が別に細則で定める。

（相互協力）

第五条 会員は、この規則に規定する本会の倫理研修への参加その他の義務の履行に関し、相互に協力しなければならない。

（研修内容の策定等）

第六条 会長は、本会の倫理研修のカリキュラム及び研修資料の策定並びに講師の人選を研修委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

2 委員会は、前項に規定する諮問の内容を検討し、その結果を会長に答申しなければならない。

3 会長は、前項の答申に基づき、本会の倫理研修のカリキュラム及び研修資料を決定し、並びに講師の人選を行う。

（通知）

第七条 会長は、毎年度、本会の倫理研修を実施する時期を定める。

- 4 -

2 会長は、毎年基準日までに、基準年度研修（次年度研修を含む。）に参加すべき会員に対し、その旨を通知しなければならない。

3 本会は、倫理研修を実施する日時及び場所を定めるときは、その定めた日の相当期間前までに、その定めた日時及び場所を前項の会員に対して通知し、又は本会の機関雑誌に掲載する等の方法により告知するものとする。

（倫理研修の委託等）

第八条 本会は、規程第四条第一項の規定により弁護士会又は弁護士会連合会（以下「弁護士会等」という。）に本会の倫理研修の実施を委託する場合には、前条第一項の規定により定めた本会の倫理研修を実施する時期の相当期間前までに、当該実施時期を明らかにして委託する旨を通知するものとする。

2 本会は、前項の規定による通知において、委託する本会の倫理研修のカリキュラム、研修資料及び講師並びに通知方法を指定することができる。

3 第一項の規定による通知を受けた弁護士会等は、委託を受けた本会の倫理研修を実施する日時及び場所を定め、その定めた日の相当期間前までに、その定めた日時及び場所を本会に報告しなければならない。この場合に

- 5 -

において、本会は、報告を受けた後、速やかに、当該日時及び場所を本会の機関雑誌に掲載する等の方法により、会員に対して告知する。

4 第一項の規定による通知を受けた弁護士会等は、委託を受けた本会の倫理研修を実施したときは、速やかに、参加者の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）、実施した日時及び場所、研修内容その他本会が求める倫理研修に関する情報を本会に報告しなければならない。

5 第二項の委託する本会の倫理研修のカリキュラムその他本会の倫理研修の委託に関し必要な事項は、会長が別に細則で定める。

（弁護士会等の倫理研修）

第九条 弁護士会等は、本会に対し、当該弁護士会等が実施する弁護士の綱紀及び倫理に関する研修（以下「弁護士会等の倫理研修」という。）を規程第四条第二項の規定により本会の倫理研修とみなすよう求めることができる。

2 会長は、前項に規定する求めがあったときは、委員会に諮問し、当該弁護士会等の倫理研修のカリキュラム、研修資料、講師、通知方法等を検討した結果についての

- 6 -

答申を受け、当該答申に基づき、本会の倫理研修とみなすか否かを決定するものとする。

3 本会が前項の規定により弁護士会等の倫理研修を本会の倫理研修とみなす旨決定した場合、当該弁護士会等は、倫理研修を実施する日時及び場所を本会に報告しなければならぬ。この場合において、本会は、速やかに、当該日時及び場所を本会の機関雑誌に掲載する等の方法により、会員に対して告知するものとする。

4 前条第四項の規定は、弁護士会等が第二項の規定により本会の倫理研修とみなす旨決定された弁護士会等の倫理研修を実施した場合について準用する。

5 第二項の規定により本会の倫理研修とみなすことができる弁護士会等の倫理研修のカリキュラム等の基準その他弁護士会等の倫理研修を本会の倫理研修とみなすことに関して必要な事項は、会長が別に細則で定める。

(細則への委任)

第十条 規程及びこの規則に定めるもののほか、本会の倫理研修の実施について必要な事項は、会長が別に細則で定める。

附 則 (平成二四年二月一六日全部改正)

1 この規則(以下「新規則」という。)は、平成二十五

年四月一日から施行する。

2 第二条第一項の規定の適用に当たっては、同項の弁護士登録をした日から当該年度終了までの間に本会の倫理研修が実施されない場合には、平成二十三年度に弁護士登録をし、その日から当該年度終了までの間に新規則により全部を改正された倫理研修規則(規則第六十四号。以下「旧規則」という。)第二条第一項の規定により参加しなければならぬ倫理研修が実施されなかった場合及び平成二十四年度に弁護士登録をし、その日から当該年度終了までの間に旧規則第二条第一項の規定により参加しなければならぬ倫理研修が実施されなかった場合を含むものとする。

3 第二条第三項の規定の適用に当たっては、基準年度の前年度に実施された本会の倫理研修に参加した会員には、平成二十三年度及び平成二十四年度において旧規則第八条各号のいずれかの方法により旧規則第二条第三項に規定する倫理研修参加義務を履行した会員を含むものとする。

4 第三条第一項の規定の適用に当たっては、登録年度研修又は基準年度研修に参加しなかった場合には、平成二十四年度において旧規則第二条第一項又は第三項の規定

による倫理研修への参加をしなかった場合を含むものとする。

5 新規則の施行前に旧規則の規定によりなされた研修内容の策定等、会員への倫理研修の通知、弁護士会等への本会の倫理研修の委託、弁護士会等の倫理研修を本会の倫理研修とみなすことその他の行為は、新規則の相当規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成二五年二月一五日改正）

第六条第一項及び第二項並びに第九条第二項の改正規定は、平成二五年六月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関
する規則 第一条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）